

日医発第 1715 号（健Ⅱ）

令和 8 年 1 月 27 日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

笹本 洋一

### 予防接種法施行規則の一部を改正する省令の公布について

今般、厚生労働省より各都道府県知事等宛に標記の通知がなされ、本会に対しても情報提供がありました。

本件は、予防接種法施行規則の一部を改正する省令の公布がなされ、本年 2 月 1 日より施行することを通知するものです。

主な改正の概要は、令和 3 年 2 月 17 日から令和 6 年 3 月 31 日までに実施された新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種（以下「特例臨時接種」という。）に関する記録について、特例臨時接種を行ったときから被接種者が死亡した日の翌日から 5 年を経過する日又は特例臨時接種を行った市町村長が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律第 6 条の規定による改正後の予防接種法第 23 条第 2 項の規定に基づき、当該特例臨時接種の実施状況に関する情報の提供を行う日のうちいずれか遅い日までの期間、保存しなければならないとすることです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方についてご高配のほどお願い申し上げます。

事務連絡  
令和8年1月26日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局  
感染症対策部予防接種課  
( 公印省略 )

予防接種法施行規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種法施行規則の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第6号）が本日、公布されました。

別添写しのとおり、各地方公共団体に周知いたしましたので、お知らせいたします。

感発 0126 第 2 号  
令和 8 年 1 月 26 日

都道府県知事  
各 市 長 村 長 殿  
特 別 区 長

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長  
( 公 印 省 略 )

### 予防接種法施行規則の一部を改正する省令の公布について（公布通知）

予防接種法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年 厚生労働省令第 6 号）が本日公布され、令和 8 年 2 月 1 日から施行されることとなったところである。その改正の内容は下記のとおりであるので、十分了知の上、関係機関等に対する周知方お願いする。

#### 記

##### 第 1 改正の概要

令和 3 年 2 月 17 日から令和 6 年 3 月 31 日までに実施された新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種（以下「特例臨時接種」という。）に関する記録について、特例臨時接種を行ったときから被接種者が死亡した日の翌日から 5 年を経過する日又は特例臨時接種を行った市町村長が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 96 号）第 6 条の規定による改正後の予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 23 条第 2 項の規定に基づき、当該特例臨時接種の実施状況に関する情報の提供を行う日のうちいずれか遅い日までの期間、保存しなければならないこととすること。

##### 第 2 施行期日

この省令は、令和 8 年 2 月 1 日から施行すること。

##### 第 3 留意事項

特例臨時接種に関する記録については、現在、各自治体においてワクチン接種記録システム（VRS）から取り出し、電磁的記録として保存しているところ、今後、国における必要な調査研究に活かすため、匿名化した上で、令和8年6月1日に稼働予定の予防接種等関連情報データベース（以下「予防接種データベース」という。）に格納する予定である。各自治体においては、特例臨時接種に関する記録が予防接種データベースに適切に格納されるよう、引き続き適切に保存すること。

なお、「ワクチン接種記録システム（VRS）の終了及び特例臨時接種記録の適切な保管について」（令和7年12月11日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡）において示したとおり、当該記録を健康管理システム内に保存している場合、一定期間の経過により、自動的に当該記録が削除される可能性があることから、あらかじめ当該システムの設定を確認し、設定の解除若しくは変更又は当該記録のダウンロードを行う等の必要な対応を行い、適切に保存すること。

## ○厚生労働省令第六号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第九条の二の規定に基づき、予防接種法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月二十六日

予防接種法施行規則の一部を改正する省令

予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

厚生労働大臣 上野賢一郎

附 則	改	正	後	附 則 (新設)
	改	正	前	
<b>第十七条</b> 第三条第一項の規定に基づき、市町村長が作成した臨時の予防接種に関する記録（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号。以下「改正法」という。附則第十四条第一項の規定により法第六条第三項の規定により行われた予防接種とみなされた改正法第五条の規定による改正前の法附則第七条第一項の規定による予防接種に関するものに限る。）については、第三条第一項の規定にかかわらず、当該臨時の予防接種を行ったときから当該臨時の予防接種を受けた者が死亡した日の翌日から五年を経過する日又は当該臨時の予防接種を行つた市町村長が改正法第六条の規定による改正後の法第二十三条第二項の規定に基づき当該臨時の予防接種の実施状況に関する情報の提供を行う日のうちいずれか遅い日までの期間保存しなければならない。				

この省令は、令和八年二月一日から施行する。

附 則